

## (追加) 伊万里有田共立病院が地域の外来医療提供体制において果たしている役割について

- 外来機能報告等に関するガイドラインにて地域医療支援病院であって紹介受診重点外来の基準を満たさない病院については、本来担うべき役割（例：医師の少ない地域の支援や地域の医療従事者に関する研修の実施等）を踏まえ、地域の外来医療提供体制における当該医療機関の果たす役割等を協議の場等で確認することとされている。
- 伊万里有田共立病院の地域医療支援病院としての実績は下記のとおり。（令和5年度事業報告書より抜粋）

	項目(医療法施行規則第9条の2)	関係法令、通知	基準	報告書
1	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績	医療法施行規則第9条の2第9条の16第1項第6号通知第二-3-(1)、5-(6)	(ア)紹介率80%以上 (イ)紹介率65%以上、逆紹介率40%以上 (ウ)紹介率50%以上、逆紹介率70%以上 ※(ア)~(ウ)のいずれかを満たすこと	(様式例第12)により確認 (ア)(イ)(ウ)を満たしている。 紹介率:82.1% 逆紹介率:95.1%
2	共同利用の実績	医療法施行規則第9条の2第9条の16第1項第1号通知第二-3-(2)、5-(1)	・共同利用の対象となる病院の建物等の範囲を定めること。 ・利用医師等登録制度を設け、共同利用率が50%以上であること。	(様式例第14)により確認 利用率:100% 共同利用を行った医療機関延べ数:564
3	救急医療の提供の実績	医療法施行規則第9条の2第9条の16第1項第2号通知第二-3-(3)、5-(2)	(1)救急用自動車等での搬入救急患者数/救急医療圏人口×1000≥2 (2)救急用自動車等での搬入救急患者数≥1000 ※いずれかを満たすこと ※医療計画に位置付けられた救急医療事業を行っており、知事が適当と認めた場合は、(2)に該当していなくても要件を満たすものとする。	(様式例第13)により確認 (2)を満たしている。 救急用自動車等での搬入救急患者数:1,578人
4	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	医療法施行規則第9条の2第9条の16第1項第3号通知第二-3-(4)、5-(3)	・地域の医師等を含めた症例検討会や医学・医療に関する講習会を定期的に行う体制が整備されていること。 ※年間12回以上開催すること。 ・医師以外の医療従事者を対象としたものが含まれていること。 ・研修プログラムを作成していること。 ・教育責任者、研修委員会が設置されていること。 ・研修実施のための施設、設備を有していること。	・(様式例第15)により確認 令和4年度開催数:3回 ※例年12回(毎月1回)開催していたが、新型コロナウイルス感染症対策のためかつWEB開催が難しい内容(リハビリ関係)が多いことから、現在は開催回数自体を減らしているとのこと。